

災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）のご案内

東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）は、被災された賃貸住宅の復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金の融資の申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

1 お申込みいただける方

次の(1)から(8)までの全てに当てはまる必要があります。

(1) 次のア又はイのいずれかに当てはまる方

ア 東日本大震災により被害が生じた賃貸住宅（以下「被災賃貸住宅」といいます。）の所有者（相続人を含みます。以下同じです。）、賃借人又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方

（注）災害によるり災後に被災賃貸住宅を取得した場合はお申込みいただけません。

融資種別	お申込みいただける方
建設又は購入	賃貸住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」（「準半壊」又は「一部破損」した旨のり災証明書を除きます。）の交付を受けている方 ※ 「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅の修理が不能又は困難であることの申出が必要となります。
補修	賃貸住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けている方

※ お申込時に「り災証明書」を提出していただきます。「り災証明書」は、地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、被災した住宅の被害程度について証明する証明書です。

イ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故（以下「原子力災害」といいます。）による避難指示・解除区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」といいます。）第27条に定める避難指示・解除区域をいいます。以下同じです。）内の賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者の方

(2) 主として被災者の方に住宅を賃貸する事業を行うために賃貸住宅の建設、購入又は補修をしようとする方。ただし、(1)のイに当てはまる方については、主として被災者の方に賃貸する事業を行うために(1)のイの区域内の賃貸住宅に代わる賃貸住宅を建設又は購入しようとする方

(3) 融資の返済が確実にできる方

(4) 個人（日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方）又は法人

(5) 個人のお申込みの場合で、お客さまの年齢が満65歳以上のときは、満65歳未満の後継者と連名によりお申込みいただける方

(6) 法人のお申込みの場合で、機構が必要と認めるときは、法人の代表者と連名によりお申込みいただける方

（注）「経営者保証に関するガイドライン」（「経営者保証に関するガイドライン」について（15ページ参照））の趣旨をご理解いただいた上でお申込みいただくようお願いします。

なお、審査の結果、融資をお断りすること、ご希望の融資額から減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注）法人とその法人の代表者の方を連帯債務者（連名）とする場合、融資基本約定書の提出及び金銭消費貸借抵当権設定契約の締結に当たり、当該法人の取締役会の承認議事録等をご提出いただく場合があります。

(7) 建設される土地について所有権又は借地権（地上権又は賃借権）をお持ちの方（取得される予定の方を含みます。）

(8) 融資の返済に関し、十分な保証能力のある法人又は個人（法人の申込みの場合におけるその法人の経営者の方に限ります。）の連帯保証人をつけていただける方

なお、法人を連帯保証人とされる場合、十分な保証能力のある法人のほか、お申込みの時点で機構が承認している保証機関（14ページ＜ご参考＞「(1) 機構が承認している保証機関」をご参照ください。）をご利用いただけます。

<ご注意>

- (1) お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りすること、ご希望の融資額から減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただきます。
- (3) お申込みに当たり、申込本人、連帯債務者及び連帯保証人の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関又は当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。
また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。
- (4) 賃貸住宅融資のご利用に当たり、特にご注意ください事項について、融資内容の決定までに機構の職員から説明させていただきます。
つきましては、説明時に書式「賃貸住宅融資のご利用に当たっての注意事項について」をお手元にご準備ください（本書式は機構ホームページ (<https://www.jhf.go.jp/>) に掲載しています。）。
なお、説明を受けた後は、本書式をご返済終了まで保管していただきますよう、お願いします。

2 融資の対象となる住宅

融資種別	融資の対象となる住宅									
建設	耐火構造又は準耐火構造の住宅であること。 ※1戸当たりの床面積に関する制限はありません。									
新築購入	次の①から④までの全ての要件を満たす住宅 ① 申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅であること。 ② 耐火構造又は準耐火構造であること。 ③ 申込受付日に人が居住したことのない住宅で、かつ、所有者が登記簿上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除きます。）の名義になっていないもの ④ 賃借権の場合は、転貸借ではないこと。 ※1戸当たりの床面積に関する制限はありません。									
中古購入	次の①から⑤までの全ての要件を満たす住宅 ① 申込受付日前に人が居住したことの住宅又は竣工後2年を超えた住宅であること。 ② 耐火構造又は準耐火構造であること。 ③ 申込受付日前に所有権が登記簿上申人名義になっていないこと。 ④ 賃借権の場合は、転貸借ではないこと。 ⑤ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。 耐震性や劣化状況の確認にあたっては、購入する住宅が築10年超の住宅（*1）である場合に、原則として専門家による耐震診断（*2）や建物状況調査（既存住宅状況調査）（*3）が必要です（下表参照）。 耐震診断又は建物状況調査（既存住宅状況調査）に係る費用は、お客さまの負担となります。また、診断・調査の結果によっては融資の対象とならない場合がありますのでご了承ください。 <table><tr><td></td><td>旧耐震の住宅（*4）以外</td><td>旧耐震の住宅（*4）</td></tr><tr><td>耐震診断</td><td>不要</td><td>要</td></tr><tr><td>建物状況調査</td><td>要</td><td>要（*5）</td></tr></table> （*1） 築10年超の住宅とは、借入申込日の10年前の応当日以前に竣工した住宅をいいます。竣工した日は、検査済証の交付年月日又は登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「原因及びその日付」欄に記載されている年月日（新築）です。 （*2） 耐震診断とは、建築士事務所等による耐震診断で、結果は「耐震診断報告書」で報告されます。耐震診断を実施する建築士事務所等は、お住まいの市役所等の住宅・建築担当窓口にご相談ください。なお、（一財）日本建築防災協会「耐震支援ポータルサイト」でもご確認いただけます。その他、耐震性が確認できる資料の提出により、耐震診断が不要となる場合があります。詳しくは、機構ホームページに掲載している「災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書の記載方法」をご確認ください。 （*3） 建物状況調査（既存住宅状況調査）とは、既存住宅状況調査技術者（建築士）による調査です。なお、既存住宅状況調査技術者（建築士）は、国土交通省ホームページ「既存住宅状況調査技術者講習制度について」でご確認いただけます。その他、劣化状況が確認できる資料の提出により、建物状況調査が不要となる場合があります。詳しくは、機構ホームページに掲載している「		旧耐震の住宅（*4）以外	旧耐震の住宅（*4）	耐震診断	不要	要	建物状況調査	要	要（*5）
	旧耐震の住宅（*4）以外	旧耐震の住宅（*4）								
耐震診断	不要	要								
建物状況調査	要	要（*5）								

	災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書の記載方法」をご確認ください。 (※4) 旧耐震の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が確認できない場合は、新築年月日（表示登記における新築時期）が昭和58年3月31日以前）の住宅をいいます。 (※5) 建物状況調査は、耐震診断の結果（耐震診断報告書（診断日が借入申込日時点で1年以内のもの又は借入申込日以後のものに限りします。））をもって代えることができます。 ※1戸当たりの床面積に関する制限はありません。
補修	構造、床面積及び築年数に関する制限はありません。

- ※ 建設又は購入の場合、被災賃貸住宅の所在していた市町村又は隣接する市町村の区域内に融資の対象となる住宅を建設し、又は購入することが必要です。政令指定都市の場合は市の区域ではなく行政区の区域が基準となります。ただし、申込受付日時点で原子力災害による避難指示が解除されていない区域内の賃貸住宅の所有者の方等については、福島県内であればどの市町村の区域でも、融資の対象となる住宅の建設又は購入をすることができます。また、申込受付日時点で原子力災害による避難指示が解除されている区域内に再び賃貸住宅の建設又は購入をする方については、被災当時に賃貸住宅の所在していた市町村内で融資の対象となる住宅の建設又は購入をすることができます。
- ※ 融資の対象となる住宅には、各戸に居住室、キッチン及びトイレが備えられていることが必要です。
- ※ 融資の対象となる住宅は、機構が定める技術基準に適合していることが必要であり、当該技術基準に適合する住宅であることを「災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書」の提出により、お客さまからお申し出いただきます。
- なお、建設の場合で、建築確認が必要なときは、検査済証（写）を添付していただきます。建築確認が不要なときは、工事完了後の所定の写真等を添付していただきます。
- また、補修の場合で、建築確認が必要なときは、検査済証（写）を添付していただきます。建築確認が不要なときは、工事実施箇所における全ての工事の実施前後の写真を添付していただきます（同一の内容の工事を複数の住戸に実施したときは、いずれか1戸の住戸における工事の実施前後の写真を添付していただきます。）。
- ※ 耐火構造には性能耐火（耐久性有）、準耐火構造には省令準耐火構造を含みます。ただし、性能耐火（耐久性無）は融資対象にはなりません。
- ※ 店舗併用住宅などの場合は、賃貸住宅部分の床面積が当該店舗併用住宅全体の床面積の概ね2分の1以上であることが必要となります。
- ※ 敷地面積の制限はありません。
- ※ 1つの被災賃貸住宅について、災害復興住宅融資は1回しか受けられません。
- ※ 既に被災賃貸住宅の復旧が行われている場合（建設：住宅の新築工事が完了済みである場合、購入：住宅を取得済みである場合、補修：住宅の修繕工事等が完了済みである場合）は、融資を受けることができません。

3 融資限度額

融資限度額は、「工事費等の所要額」と「機構が定める融資限度額（1戸当たりの融資限度額×融資対象戸数）」を比較して、いずれか低い額（1万円単位）となります。

- ※ 融資対象戸数は、被災した賃貸住宅の戸数が限度となります。
- ※ 返済に懸念がある等、返済計画や担保の状況によっては、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 工事費等の所要額及び融資限度額は、1万円未満を切捨て1万円単位で計算します。

(1) 建設の場合（1戸当たりの融資限度額）

土地を取得する場合＊	土地を取得しない場合
5,500万円	4,500万円

- ＊ 土地を取得する場合とは、り災日後に申込人本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。
- ※ 土地を取得する場合、建設費及び土地取得費の合計額が所要額となります。
- ※ 土地を取得しない場合、建設費が所要額となります。
- ※ 土地取得のみを目的としたご利用はできません。
- ※ 敷地の整地工事のみを目的としたご利用はできません。
- ※ 建設に係る費用には、住宅の建設と併せて行う、敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等による土地整備に係る工事）のための費用、損壊家屋の除去費用（石綿の使用有無の事前調査及び石綿の除去等費用を含みます。）、住宅に係る消毒等のための費用（浸水被害時等における消毒等の費用）も融資対象として含めることができます。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の建設に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

(2) 購入の場合（1戸当たりの融資限度額） 5,500万円

- ※ 住宅及び土地の購入価額が所要額となります。
- ※ 土地取得のみを目的としたご利用はできません。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

(3) 補修の場合（1戸当たりの融資限度額） 2,500万円

- ※ 補修に係る費用が所要額となります。
- ※ 補修に係る費用には、被災住宅部分の補修と併せて行う増築工事や門扉の補修の費用、敷地の整地工事（堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等による土地整備に係る工事）のための費用、被災住宅の引方移転のための費用、住宅の改修時における石綿の使用の有無の事前調査及び石綿の除去等に係る費用、住宅に係る消毒等のための費用（浸水被害時等における消毒等の費用）も融資対象として含めることができます。
- ※ 敷地の整地工事のみを目的としたご利用はできません。
- ※ 被災住宅の引方移転のみを目的としたご利用はできません。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額される場合があります。

4 融資金利

融資金利は、お申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。ただし、金利は段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後及び当初10年経過後（補修の場合は5年経過後のみ）に増加します。災害復興住宅融資の返済額の特徴については、14ページの＜ご参考＞「(2) 返済イメージ」をご確認ください。

融資金利は、原則として毎月見直します。

- ※ 最新の融資金利は、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞までお問合せいただくか、機構ホームページ（<https://www.jhf.go.jp/>）でご確認ください。

5 返済期間

融資種別	返済期間	据置期間の取扱い
建設又は購入	35年以内 (1年単位)	融資の契約日から最長5年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。 返済期間は据置期間分延長されます。
補修	35年以内 (1年単位)	融資の契約日から1年間（1年単位）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。 返済期間は据置期間分延長されます。

- ※ 元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が増加しますのでご注意ください。災害復興住宅融資の返済額の特徴は14ページの＜ご参考＞「(2) 返済イメージ」をご確認ください。

6 返済方法

元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

- ※ 返済額の試算は、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞までお問合せください。

7 抵当権

建物及び敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

※融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要です。ただし、既融資（機構（旧住宅金融公庫を含みます。）からの無担保の融資をいいます。以下同じです。）がある場合で、今回の融資額の合計に既融資の残高を加えた額が300万円を超えるときは、既融資のための抵当権と今回の融資のための抵当権の設定がそれぞれ必要になります。

※補修の場合において、融資額が300万円を超え、かつ、他の借入金に係る既存の抵当権があるときで、機構のために第1順位の抵当権が設定できない場合であっても、後順位で抵当権を設定することでご融資できる場合があります。

- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さまの負担となります。

8 保証人

融資の返済に関し十分な保証能力のある個人（申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。）又は法人の連帯保証人をつけていただきます。

- ※ 機構による審査の結果、お申込みいただいた連帯保証人をお認めできない場合があります。

- ※ 機構の融資の対象となる物件以外に担保価値が十分な物件を追加担保に提供いただける場合、連帯保証人を不要とできることがあります。
- ※ 法人を連帯保証人とされる場合は、十分な保証能力のある法人のほか、お申込みの時点で機構が承認している保証機関（14ページの＜ご参考＞「(1) 機構が承認している保証機関」をご参照ください。）の保証をご利用いただけます（保証機関の保証をご利用の場合、別途保証料が必要となります。また、保証機関による審査の結果、ご利用いただけない場合があります。）。

9 火災保険

返済終了までの間、融資住宅等に、次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。

火災保険の要件	
1 契約者	融資の申込人又は建物の担保提供者であること。
2 種類	損害保険会社等が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 ＪＡ共済、ＪＦ共済、全労済、都道府県民共済、ＣＯ・ＯＰ共済
3 補償対象	建物の火災（地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除きます。）による損害を補償対象としていること。
4 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、機構の総借入額が融資住宅等の評価額を超える場合は、融資住宅等の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
5 付保の継続	返済終了までの間、継続して火災保険の付保が必要です。

10 手数料

融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。

11 申込受付期間

令和8年3月31日（火）まで

- ※ 建築又は居住に関して法律等による制限（機構が別に定めるものに限ります。）が行われている地域において建設、購入又は補修する場合で、上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。
- ※ 避難指示・解除区域にお住まいになっていた方は、15ページの＜ご参考＞「(3) 避難指示・解除区域にお住まいになっていた方の特有事項」をご覧ください。

12 申込方法

巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞にお申込みください。

借入申込書及び必要な添付書類の一覧表は機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/>)に掲載しています。

- ・借入申込書の作成に当たっては、機構ホームページに掲載している「借入申込書作成支援ツール」をダウンロードの上、ご利用ください。
- ・機構ホームページをご覧になれない場合、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞の営業エリアごとの機構窓口で借入申込書及び必要な添付書類の一覧表を配布します。

13 お申込みに必要な主な書類

(建設又は購入の場合)

書 類 名		備 考
1	災害復興住宅融資借入申込書	
2	災害復興住宅融資（賃貸住宅）借入申込書付表	
3	借入申込内容に関する確認書	「独立行政法人住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）利用に係る規定集」の内容等をご確認いただいた上で、必要事項を記入し、ご提出ください。
4	家族構成が分かる関係図	
5	り災証明書（写） ※ 避難指示・解除区域内に賃貸住宅を所有していた方は、り災証明書に代えて次の書類を提出してください。 ・避難指示・解除区域内に所有していた賃貸住宅に係る登記事項証明書	原本をご提示ください。
6	被災賃貸住宅の住宅戸数が分かる次の書類のいずれか ・被災賃貸住宅の図面 ・建築確認の確認済証又は検査済証のうち被災賃貸住宅の戸数が分かるもの ・被災賃貸住宅の住宅戸数が分かる住宅地図	
7	運転免許証、健康保険証（自衛官診療証）、マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し（注） ※申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	・氏名・住所・生年月日が記載されたもの ・有効期限内のものに限ります。 ・運転免許証には、平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。 ・ご提出いただく書類の写しに、マイナンバー（個人番号）、基礎年金番号、本籍地、健康保険証（自衛官診療証）の保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元バーコード、病歴等が記載されている場合は、当該記載を削除した上でご提出ください。 （注）外国人の方は、原則として在留資格を証する書類（在留カードや特別永住者証明書等）の原本を提示していただきます。
8	ア【申込人が個人の場合】 ※連帯債務者の方も同様の書類をご提出ください。 ○給与収入のみの方 次のいずれかの書類（2年分） ・源泉徴収票（発行元の印影のあるもの） ・所得証明書 ・住民税納税通知書（支払給与の総額の記載があるもの） ○その他の方（個人事業主又は確定申告をされている方等） 次のすべての書類（2年分） ・所得税納税証明書の納税額用及び所得金額用 ・確定申告書（写） ・収支内訳書（写）又は青色申告決算書（写） ・住民税納税証明書 ○上記書類に加え、法人を営営されている場合はイの書類が必要です。 イ【申込人が法人の場合】 ・決算書（写）及び勘定科目明細書（写） ・法人税納税証明書の納税額用及び所得金額用	不動産所得又は事業所得のある方は、確定申告書に添付した資料の写し全てを提出してください。 最近3か年決算期分 最近3か年決算期分

9	【連帯保証人】	保証機関への提出書類は14ページ<ご参考>「(1) 機構が承認している保証機関」にご確認ください。
	共通	
	個人	
	法人	
10	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(建設地及び接道部分)	発行日から3か月以内のもの
11	公図	発行日から3か月以内のもの
12	現場写真(2以上の方角から撮影したもの)	敷地の範囲を写真に明示してください。 写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。
13	固定資産税課税台帳(名寄帳)(写)又は課税通知書(写)	連帯債務者の方も必要となります。
14	固定資産税・都市計画税納税証明書(2年分)	連帯債務者の方も必要となります。
15	手持金を確認できる次のいずれかの書類 ・預金口座の取引明細に係る証明書(原本) ・預金通帳(写)等及び預金残高証明書(原本) ・預金通帳(写)等(併せて預金通帳等の原本提示が必要です。)	手持金が100万円以下の場合は提出不要です。
16	借入れの償還予定表(写)	アパートローン、住宅ローン、自動車ローン、カードローン等の借入れがある場合に限りします。
17	付近見取図、配置図、各階平面図、敷地求積図及び床面積求積図	床面積求積図は建設・購入の場合に限りします(図面の大きさはA3以下としてください。)
18	タイプ別専有面積求積図	併用住宅がある場合に限りします。 ※併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分を併せ持つ住宅をいいます。
19	土地の売買契約書(写)	建設の場合に限りします。 売買契約日が災日後であること。 ※1戸当たりの借入希望額が2,700万円を超える場合又は借入希望額が建設費を超える場合は、提出に当たって、次のいずれかの方法により原本であることの証明が必要です。 1 土地の売買契約書(写)の提出に併せて、土地の売買契約書の原本を機構に提示する。 2 土地の売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が、署名及び捺印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。 ※1戸当たりの借入希望額が2,700万円を超える場合又は借入希望額が建設費を超える場合で、民間金融機関等からの借入金により土地を取得済のときは、融資契約書(写)及び融資残高証明書も提出してください。
20	建物・土地の売買契約書(写)	購入の場合に限りします。 売買契約日が災日後であること。 ※左記の書類の提出に当たって、次のいずれかの方法により原本であることの証明が必要です。 1 建物・土地の売買契約書(写)の提出に併せて、建物・土地の売買契約書の原本を機構に提示する。 2 建物・土地の売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が、署名及び捺印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。
21	地主の承諾書	建設で土地が所有地以外の場合に限りします。
22	賃貸借契約書(写)	土地が借地の場合に限りします。

23	【担保提供者】 次の書類を2年分 共通 ・固定資産税・都市計画税納税証明書 個人 ・所得税納税証明書の納税額用 法人 ・住民税納税証明書 法人 ・法人税納税証明書の納税額用	
24	購入予定の家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）	購入の場合に限ります。 発行日から3か月以内のもの
25	その他機構から提出をお願いする書類	

（補修の場合）

書 類 名		備 考
1	災害復興住宅融資借入申込書	
2	災害復興住宅融資（賃貸住宅）借入申込書付表	
3	借入申込内容に関する確認書	「独立行政法人住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）利用に係る規定集」の内容等をご確認いただいた上で、必要項目を記入し、ご提出ください。
4	家族構成が分かる関係図	
5	り災証明書（写） ※ 避難指示・解除区域内に賃貸住宅を所有していた方は、り災証明書の代えて次の書類を提出してください。 ・避難指示・解除区域内に所有していた賃貸住宅に係る登記事項証明書	原本をご提示ください。
6	被災賃貸住宅の住宅戸数が分かる次の書類のいずれか ・被災賃貸住宅の図面 ・建築確認の確認済証又は検査済証のうち被災賃貸住宅の戸数が分かるもの ・被災賃貸住宅の住宅戸数が分かる住宅地図	
7	運転免許証、健康保険証（自衛官診療証）、マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し（注） ※申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	・氏名・住所・生年月日が記載されたもの ・有効期限内のものに限ります。 ・運転免許証には、平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。 ・ご提出いただく書類の写しに、マイナンバー（個人番号）、基礎年金番号、本籍地、健康保険証（自衛官診療証）の保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元バーコード、病歴等が記載されている場合は、当該記載を削除した上でご提出ください。 （注）外国人の方は、原則として在留資格を証する書類（在留カードや特別永住者証明書等）の原本を提示していただきます。

8	ア【申込人が個人の場合】 ※連帯債務者の方も同様の書類をご提出ください。 ○給与収入のみの方 次のいずれかの書類（１年分） ・源泉徴収票（発行元の印影のあるもの） ・所得証明書 ・住民税納税通知書（支払給与の総額の記載があるもの） ○その他の方（個人事業主又は確定申告をされている方） 次の全ての書類（１年分） ・所得税納税証明書の納税額用及び所得金額用 ・確定申告書(写) ・収支内訳書(写) 又は青色申告決算書(写) ・住民税納税証明書 ○上記書類に加え、法人経営されている場合はイの書類が必要です。	不動産所得又は事業所得のある方は、確定申告書に添付した資料の写し全てを提出してください。						
	イ【申込人が法人の場合】 ・決算書（写）及び勘定科目明細書（写） ・法人税納税証明書の納税額用及び所得金額用	最近３か年決算期分 最近３か年決算期分						
9	【連帯保証人】 <table><tr><td>共通</td><td>・土地の固定資産税課税台帳（名寄帳） ・固定資産税・都市計画税納税証明書（１年分）</td></tr><tr><td>個人</td><td>・借入申込内容に関する確認書 ・８のアの書類</td></tr><tr><td>法人</td><td>・機関保証をご利用の場合は保証委託申込書（写） ・機関保証以外の法人の場合には８のイの書類及び保証承諾書</td></tr></table>	共通	・土地の固定資産税課税台帳（名寄帳） ・固定資産税・都市計画税納税証明書（１年分）	個人	・借入申込内容に関する確認書 ・８のアの書類	法人	・機関保証をご利用の場合は保証委託申込書（写） ・機関保証以外の法人の場合には８のイの書類及び保証承諾書	保証機関への提出書類は14ページのくご参考＞「(1) 機構が承認している保証機関」にご確認ください。
共通	・土地の固定資産税課税台帳（名寄帳） ・固定資産税・都市計画税納税証明書（１年分）							
個人	・借入申込内容に関する確認書 ・８のアの書類							
法人	・機関保証をご利用の場合は保証委託申込書（写） ・機関保証以外の法人の場合には８のイの書類及び保証承諾書							
10	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(建設地及び接道部分)	発行日から３か月以内のもの						
11	公図	発行日から３か月以内のもの						
12	現場写真 ①２以上の方角から撮影したもの（敷地の範囲を写真に明示してください。） ②建物全景及び工事を行う主な箇所を撮影したもの	写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。						
13	固定資産税課税台帳（名寄帳）（写）又は課税通知書（写）	連帯債務者の方も必要となります。						
14	固定資産税・都市計画税納税証明書（１年分）	連帯債務者の方も必要となります。						
15	手持金が確認できる次のいずれかの書類 ・預金口座の取引明細に係る証明書（原本） ・預金通帳（写）等及び預金残高証明書（原本） ・預金通帳（写）等(併せて預金通帳等の原本提示が必要です。)	手持金が100万円以下の場合は提出不要です。						
16	借入れの償還予定表（写）	融資物件に係る借入れがある場合に限りします。						
17	付近見取図及び各階平面図	各階平面図がない場合、各住戸の間取りを確認できる図面や入居者募集チラシ等でも差し支えありません。 図面の大きさはA 3 以下としてください。						
18	配置図	配置図がない場合は、検査済証（写）又は公図（写）（方位、敷地境界線、申請建物の位置、敷地に接する道路の位置を明示したもの）でも差し支えありません。 図面の大きさはA 3 以下としてください。						
19	工事を行う箇所及び工事内容が分かる図面等							
20	地主の承諾書	土地が所有地以外の場合に限りします。						

21	賃貸借契約書(写)	土地が借地の場合に限ります。
22	【担保提供者】 次の書類を1年分 共通 個人 法人 ・固定資産税・都市計画税納税証明書 ・所得税納税証明書の納税額用 ・住民税納税証明書 ・法人税納税証明書の納税額用	
23	被災賃貸住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）	発行日から3か月以内のもの
24	その他機構から提出をお願いする書類	

14 融資手続の流れ（例：建設の場合）

（注）購入及び補修の場合は、中間資金の受取手続がないなど建設の場合と異なりますので、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞にご相談ください。

事前相談 ・ 融資のお申込み

- ・建設される賃貸住宅の所在地を管轄する機構窓口においてFAX等にて事前相談を実施しております。
- ・新たに建設される賃貸住宅の所在地を管轄する機構窓口にお申込みください。
※ 事前相談・お申込みともに、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞の営業エリアごとの機構窓口において行います。



融資審査

- ・融資の可否や融資可能額について審査を行います。
※ 2ページ＜ご注意＞のとおり、審査の結果、融資をお断りすること、ご希望の融資額から減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがあります。



融資内容の決定

- ・機構から「融資予約通知書」及び今後の手続に必要な書類をお送りします。
※ 一度融資内容の決定をお知らせした後でも、ご契約までの間にお申込み内容に変更がある場合、融資内容の決定の際に書類の提出等を融資の条件とした場合等は、改めて審査を行います。審査の結果、融資をお断りすること、融資額を減額すること又は連帯債務者等の追加等をお願いすることがあります。



着工



工事請負契約書(写) の提出

- ・工事請負契約締結後速やかに次の書類を機構にご提出ください。

工事費書類

- ・「工事請負契約書（写）」

※ 提出に当たり、次のいずれかの方法により原本であることの証明が必要です（書面契約の場合は①又は②、電子契約の場合は②又は③による提出が可能です。）。

- ①工事請負契約書（写）の提出に併せて工事請負契約書の原本を機構に提示する。
- ②工事請負契約書（写）に、契約当事者である申込人が、署名及び捺印（実印）をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。
- ③工事請負契約書の電子データ（電子署名済みでPDF形式）を提出する。

- ・「請負代金内訳書（写）」（工事費の内訳が分かる明細書）

- ・諸経費等の疎明資料（領収書等（写））

※ 融資対象事業費のうち1,000万円以上の費用に係るものについて、契約書等の原本提示又は原本の写しに署名及び捺印（実印）をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載したものの提出が必要です。



中間資金の受取 （ご希望の方のみ）

※ 中間資金のお受取は、原則として土地への抵当権仮登記後となりますので、融資基本約定書の締結から45日程度かかります。

- ・屋根工事完了後に、機構及び取扱金融機関に必要な書類を提出し、中間資金の手続をしていただきます。
中間資金は、お客さまのご希望に応じて、融資予約額の80%又は60%の額をお受取いただけます。
※ 中間資金を受け取る場合は、融資基本約定書の提出及び敷地への抵当権設定仮登記手続を行っていただきます。抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さまの負担となります。

＜カッコ＞内は入手先

① 中間資金交付に必要な書類の機構への提出

【提出書類】

- ・中間資金交付申請書

※ 屋根工事完了後、建物全景の写真及び屋根工事の個別状況の写真を添付の上、速やかにご提出ください。

＜機構＞

② 融資予約に基づく抵当権設定仮登記に必要な書類の金融機関への提出

※ 申込本人又は連帯債務者が金融機関窓口にご来店ください。ご来店の際は、身分証明書（運転免許証等）及び実印を必ずご持参ください。

【提出書類】

- ・融資基本約定書

＜取扱金融機関＞

- ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

＜法務局（登記所）＞

※ 2週間以内に発行されたもの

- ・印鑑証明書（申込本人及び土地の担保提供者は各2部、連帯債務者（担保提供しない方）及び連帯保証人は各1部）

＜市区町村＞

- ・担保差入書（抵当権設定（仮登記）用）

＜取扱金融機関＞

- ・抵当権設定仮登記に関する委任状

＜取扱金融機関＞

- ・抵当権設定仮登記原因証明情報

＜取扱金融機関など＞

担保提供意思又は
保証意思確認

・担保提供者の方又は連帯保証人（保証機関を利用しない場合）の方には、中間資金受取時まで取扱金融機関にご来店いただき、担保提供意思又は保証意思の確認等をさせていただきます。

保証料のご入金

・機関保証を利用する場合、保証機関へ保証料をご入金ください。



入居者の募集

- ・入居者の募集に当たっては、被災賃貸住宅の被災時の入居者に対し優先的に賃貸してください。
なお、当該入居者が入居を希望しない場合にあっては、次の(1)の①又は②に該当する方（以下「被災者等」といいます。）を次の(2)に定める募集方法のいずれかの方法により募集し、優先的に賃貸してください。
- (1) 被災者等
 - ① 被災賃貸住宅以外のお住まいになっていた住宅が災害（被災賃貸住宅が被害を生じる原因となった災害に限ります。②において同じです。）により被害を受けた方
 - ② 勤務先やお住まいになっていた地域が災害のため被害を受け、新たな住宅に転居せざるを得なくなった方等、災害で被害を受けたことにより住宅に困窮している方
- (2) 被災者等に対する募集方法
 - ① 被災者等に対する優先募集期間を設定する方法
 - ② 複数の入居応募者があった場合に、被災者等を優先的に入居させる方法
 - ③ 避難所若しくは仮設住宅で発行される広報誌又は地方公共団体が発行する被災者向け広報誌その他被災者等が閲覧する可能性が高い媒体において入居者の募集広告を行う方法



竣 工



住宅の技術基準への
適合等の確認

・建設する住宅が機構の定める技術基準に適合していること及び工事が完了していることを確認するため、竣工後（かつ、建築確認が必要な場合は建築基準法に基づく検査済証交付後）速やかに次の書類を機構に提出してください。

区分	書類名	部数	摘要
建築確認が必要な場合	災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書（建設）〔災確賃第1号書式〕	1部	原本を提出してください。
	建築基準法に基づく検査済証（写）	1部	原本を提示してください。
建築確認が不要な場合	災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書（建設）〔災確賃第1号書式〕	1部	原本を提出してください。
	写真撮影箇所が分かる図面等	1枚	配置図等に撮影箇所を記入してください。
	工事完了後の次の①から④までの写真 ① 建物全体の外観 ② 代表住戸の居住室 ③ 代表住戸の炊事室 ④ 代表住戸の便所	各1枚	「災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書」（建設）〔災確賃第1号書式〕の第二面以降に貼り付けてください。



入居者の募集方法等
の 報 告

・竣工後速やかに次の書類を機構にご提出ください。

入居募集書類

- ・「災害復興賃貸住宅に係る募集方法等報告書」
- ・「募集方法を確認する資料（チラシ、広報誌、ホームページの写しなど）」



竣工諸経費等の領収書等の提出

- ・竣工後速やかに対象事業費に関して次の書類を機構にご提出ください。

- ・（未提出だった場合）諸経費等の疎明資料（領収書等（写））
※ 融資対象事業費のうち1,000万円以上の費用に係るものについて、契約書等の原本提示又は原本の写しに署名及び捺印（実印）をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載したものの提出が必要です。
- ・（工事費の変更があった場合）「工事請負契約書（写）」及び「請負代金内訳書（写）」
※ 提出に当たり、次のいずれかの方法により原本であることの証明が必要です（書面契約の場合は①又は②、電子契約の場合は②又は③による提出が可能です。）。
①工事請負契約書（写）の提出に併せて工事請負契約書の原本を機構に提示する。
②工事請負契約書（写）に、契約当事者である申込人が、署名及び捺印（実印）をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。
③工事請負契約書の電子データ（電子署名済みでPDF形式）を提出する。
※ 入居結果に変更があった場合、変更後の入居結果を記載した「災害復興賃貸住宅に係る募集方法等報告書」及び「募集方法を確認する資料（チラシ、広報誌、ホームページの写しなど）」をご提出ください。



火災保険の付保

- ・竣工後速やかに機構が定める要件を満たす火災保険を付保してください。



融資契約締結の通知

- ・機構から「融資契約締結の通知」をお送りします。



融資の契約・抵当権の設定

※融資金の受取は、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から45日程度かかります。

- ・建物の表示・保存登記完了後に、取扱金融機関において融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結及び抵当権の設定登記の手続をします。申込本人、連帯債務者、担保提供者及び連帯保証人（保証機関を利用しない場合は金融機関窓口にご来店ください。ご来店の際は、身分証明書（運転免許証等）及び実印を必ずご持参ください。

融資の契約に必要な書類の金融機関への提出

< カッコ >内は入手先

【提出書類】

- ・金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>
- ・返済額のご通知（融資予約時に機構から送付） <取扱金融機関>
- ・抵当権設定登記に関する委任状 <申込本人>
- ・融資住宅及び土地の登記済証（権利証）
※「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の指示に従って、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関にご提出願います（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘してご提出願います。）。
- ・抵当権設定登記原因証明情報 <取扱金融機関など>
- ・土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>
※ 融資住宅の保存登記日以後のものをご提出ください。
- ・印鑑証明書（申込本人及び担保提供者は各2部、連帯債務者（担保提供しない方）及び連帯保証人は各1部） <市区町村>
- ・取締役会の議事録等（写）（申込人が法人の場合に限ります） <申込本人>

保証料のご入金

※中間資金交付前に保証料をご入金している方を除きます。

- ・機関保証を利用する場合、保証機関へ保証料をご入金ください。

- ・中間資金を受け取った場合は、中間資金のお受取時に設定した抵当権設定仮登記を一旦抹消し、改めて抵当権設定登記を行っていただきます（登録免許税及び抵当権設定費用は、お客さまの負担となります。）。



資金の受取

- ・資金は抵当権設定登記及び火災保険の手続を終えた後に交付します。

（注）災害復興住宅融資の再度申込みについて

融資手続中に、お申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、災害復興住宅融資等（賃貸住宅融資）に関する確認書の提出前（中間資金交付の希望がある場合は、中間資金交付申請書提出前）までは、お申込みを取り下げて、再度申込みをすることができます。ただし、再度申込みをされた時点の状況に基づき改めて審査を行いますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合などご注意ください。事前に巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞にご確認ください。

15 確定申告書等のご提出

融資のお申込後は、毎年、機構（機構が委託した第三者を含みます。以下この項目において同じです。）からの請求に応じて、申込人（連帯債務者を含みます。以下同じです。）が個人の場合は「申込人」及び「申込人が経営する法人」、申込人が法人の場合は「申込人」、「申込人の代表者」及び「当該代表者が経営する法人」に関する次の書類を機構あてに提出していただきます。

また、これらの事項に関して、機構が調査をしようとするとき又は報告を求めたときは、直ちにその要求に応じていただきます。

- ・ 法人決算書（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳書等の一式）の写し
- ・ 税務署の受理印のある所得税確定申告書又は法人税確定申告書の写し
- ・ 機構融資以外のお借入れに関する返済予定表の写し
- ・ 融資金に係る建築物の事業状況に関する調査書
- ・ その他機構が指定する書類

なお、申込人と一括借上契約を締結する事業者（当該事業者と転貸借契約を締結する事業者を含みます。）についても、機構からの請求に応じて上記の書類（機構融資以外のお借入れに関する返済予定表の写しを除きます。）を機構あてに提出していただきます。

<ご参考>

(1) 機構が承認している保証機関

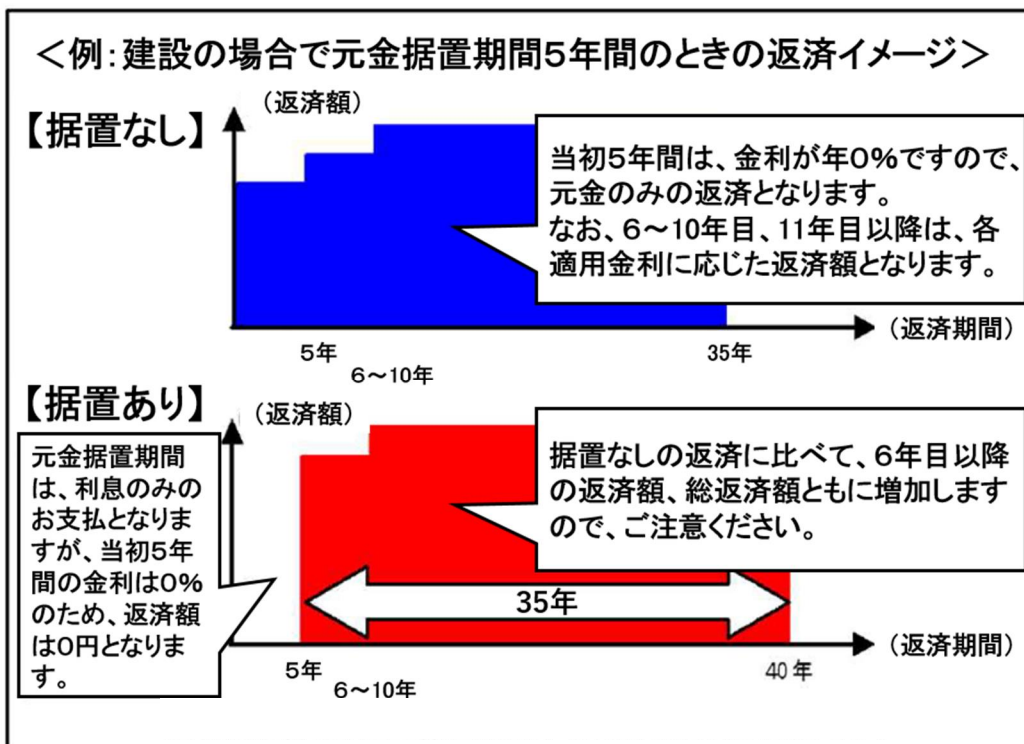
令和7年4月現在、機構が承認している保証機関は、次のとおりです。保証機関の保証をご利用される場合は別途保証料が必要になります。

詳しい保証内容などは、各保証機関のホームページをご覧ください。

（一財）住宅改良開発公社 (<https://www.kairyoukousya.or.jp/>)

（一財）首都圏不燃建築公社 (<https://www.funenkosya.or.jp>)

(2) 返済イメージ



(3) 避難指示・解除区域にお住まいになっていた方の特有事項

平成23年3月11日時点で避難指示・解除区域内の賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者であった方※が、避難指示・解除区域内の住宅に代わるべき住宅を建設又は購入する場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、り災住宅の被害程度が記載されたり災証明書が交付されなくても、東日本大震災に係る災害復興住宅融資をご利用いただけます。

- ① 平成23年3月11日時点で賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者であった方が、避難指示・解除区域を含む市町村内に、賃貸住宅の建設又は購入をする場合
- ② 借入申込日現在避難指示が解除されていない区域の賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者の方が、当該区域を含む市町村以外に、賃貸住宅の建設又は購入をする場合

※ 平成23年3月11日時点で賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者でなかった方で、避難指示（福島特措法第4条第4号イからハまでに掲げる指示をいいます。以下同じです。）がなされるまでの間に賃貸住宅の所有者、賃借人又は居住者となった方を含みます。

【参考】福島特措法による災害復興住宅融資の取扱い

賃貸住宅の所在地の状況		建設又は購入をする 住宅の所在地	災害復興住宅融資の取扱い	
被災時 （平成23年3月11 日時点）	借入申込日時点の避難指示の状況		り災証明書の提出	申込期限
避難指示の対象 になった区域	左記の避難指示が継続している区域 ●帰還困難区域 ●居住制限区域 ●避難指示解除準備区域	被災賃貸住宅と同一の市町村内	不要（注1）	現時点で期限を設けていません。
		福島県内		避難指示解除の日まで
	左記の避難指示が解除された区域	被災賃貸住宅と同一の市町村内	不要（注1）	現時点で期限を設けていません。
		被災賃貸住宅が所在していた市町村と隣接する市町村	必要	令和8年3月31日まで（注2）
（参考）上記以外の地域		被災賃貸住宅が所在していた市町村又は隣接する市町村	必要	

（注1）被災賃貸住宅に係る登記事項証明書の提出が必要です。

（注2）賃貸住宅の建設又は居住に関して法律等による制限（機構が別に定めるものに限りです。）が行われている地域において建設又は購入する場合は、令和8年3月31日又は当該制限の解除後6か月を経過する日のいずれか遅い日までお申込みいただけます。

申込受付期間

- ① 平成23年3月11日時点でお住まいになっていた避難指示・解除区域を含む市町村内に、賃貸住宅の建設又は購入をする場合は、り災証明書が交付されなくても避難指示解除後もお申込みいただけます。
- ② 借入申込日現在避難指示が解除されていない区域にお住まいだった方が、当該区域を含む市町村以外に、賃貸住宅の建設又は購入をする場合は、当該避難指示が解除される日までり災証明書が交付されなくてもお申込みいただけます。
（避難指示区域によって避難指示の解除時期が異なる場合は、申込受付期間の終期も異なりますのでご注意ください。）

「経営者保証に関するガイドライン」について

経営者保証に関するガイドライン※¹とは、経営者保証※²における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、平成25年12月5日付けをもって公表されたものです。ガイドラインは、法的拘束力はないものの、主たる債務者・保証人・対象債権者が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

1 ガイドラインの目的

- (1) 合理性が認められる保証契約の在り方等や、保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則など、経営者による個人保証における課題への解決策が具体的に示されています。
- (2) ガイドラインの積極的な活用を通じ、中小企業、経営者及び金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、各ライフステージにおける中小企業の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力が一層引き出され、日本経済の活性化の一助となることが期待されています。

2 ガイドラインの適用対象となり得る保証契約

ガイドラインは、以下の全ての要件を充足する保証契約に適用されます。

- (1) 保証契約の主たる債務者が中小企業・小規模事業者等（中小企業・小規模事業者の範囲を超える企業や個人事業主も対象となり得る）であること。
- (2) 保証人が中小企業の経営者であること（ただし、実質的な経営者や第三者保証人等も除外しない。）。
- (3) 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む）について適時適切に開示していること。
- (4) 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

3 経営者保証に依存しないため、経営者に求められる事項

- (1) 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- (2) 財務基盤の強化
- (3) 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

4 法人代表者（経営者）の連帯債務を希望されない場合の機構における確認事項

ガイドラインの記載事項	機構における確認事項
1 法人と経営者との関係（業務、経理、資産所有等）の明確な区分・分離	・左記検証を行ったことを示す、税理士、公認会計士、監査法人又は弁護士の報告書（写） 【報告書の記載事項：少なくとも次の事項を記載していること。 ・法人の事業活動に必要な資産（本社・工場、営業車等）を法人が所有している、法人が代表者に適切な賃料を支払って賃借している、又は代表者以外の第三者が所有していること ・事業上の必要性が認められない法人から代表者への貸付がないこと ・代表者が個人として消費した費用（飲食代等）について法人の経費処理としていないこと ・役員報酬、賞与及び配当が社会通念上適切な範囲を超えていないこと】
2 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が、社会通念上適切な範囲を超えないこと。	
3 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。	・決算書について、税理士が確認した「中小企業の会計に関する基本要領」等の適用に関するチェックリスト※³（写）（中小企業に限る。） ・機構の既融資がある場合で、過去に機構から法人の決算書等の提供を要請したことがあるときは、法人から決算書等が提供されていること。
4 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。	・法人の信用力、事業性及び担保力に懸念がないこと。
5 経営者等から十分な物的担保の提供があること。	
6 1から5までの要件が将来に亘って充足すると見込まれること。	・次のいずれかの書類 ① 取締役又は監査役に代表者の親族以外の第三者から選任された者がおり、当該第三者が取締役会に出席した上、取締役会を開催していることを示す書類（取締役会議事録等） ② 役員報酬の決定プロセスのルール化及び社内監査体制の確立について、税理士、公認会計士、監査法人又は弁護士の報告書（確認書類を含む。）（写） 【報告書の記載事項：役員報酬の決定プロセスのルール化及び社内監査体制の確立がなされていることの検証結果】

※1 ガイドラインの詳細は、日本商工会議所（<https://www.jccci.or.jp/>）又は全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

※2 経営者が連帯債務者となる場合を含みます。

※3 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト又は「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストがあります。詳細は、日本税理士会連合会のホームページ（https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/）をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

- (1) 機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。
- (2) 機構は、次のような方法により個人情報を取得することがあります。

【個人情報の取得の例】

- ・商品の申込書等お客さまにご記入、ご提出いただいた書類等により提供される場合
- ・個人信用情報機関等から提供される場合
- ・金融機関等の業務委託先から提供される場合
- ・新聞、市販の書籍、インターネット等で公表された情報を利用する場合

2 個人情報の利用目的

- (1) 機構は、保有する個人情報を、事前審査依頼時にご提出いただく「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」（以下単に「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」といいます。）又は借入申込時にお渡しする「独立行政法人住宅金融支援機構 賃貸住宅融資利用に係る規定集」の「個人情報の取扱いに関する同意書」（以下単に「個人情報の取扱いに関する同意書」といいます。）に記載する利用目的その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) お客さまからのお電話によるお問合せ等については、正確なご回答及びサービスの質の向上のために、通話内容の録音及びナンバー・ディスプレイを利用した電話番号の記録をさせていただくことがあります。
- (3) お客さまがダイレクトメールの送付等による商品やサービスのご案内・ご提案の中止を希望される場合は、機構にご連絡ください。

3 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員及び職員（再雇用職員、派遣職員、嘱託職員及び臨時職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員及び職員の義務

次の(1)及び(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

- (1) 機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者
- (2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

5 委託先の選定及び監督

- (1) 機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。
- (2) 機構は、業務の一部を外部委託しており、外部委託先に個人情報を取り扱わせる業務としては、次のようなものがあります。

【委託している業務の例】

- ・保有する債権の管理・回収に関する業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・お客さまに送付させていただくための書類の印刷・発送業務

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合で必要と判断される時。
- (2) お客さまの同意があるとき又はお客さまに提供するとき。
- (3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために必要と判断される時。
- (5) 明らかにお客さまの利益になると判断される時。
- (6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」又は「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的及び方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び9のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の方法及び開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

- (1) 機構の店頭（「事前審査依頼書兼委任状兼個人情報の取扱いに関する同意書」又は「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）
- (2) 機構のホームページ (<https://www.jhf.go.jp/>)

お問合せ先・お申込先一覧（各部・各支店まちづくり業務グループ）

機 構 窓 口	営 業 エ リ ア	所 在 地	連 絡 先
北海道支店	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西 4丁目1-4 D-LIFEPLACE 札幌 11 階	011-261-8305
東北支店	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー 22 階	022-227-5036
首都圏業務第一部	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10	03-5800-8468
首都圏業務第二部	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木 町 1-11-20 大宮 JP ビルデ ィング 11 階	048-650-2204
東海支店	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3 - 23-20 HF桜通ビルディング 7 階	052-971-6903
近畿支店	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 4-3- 9 本町サンケイビル 13 階	06-6281-9266
中国支店	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒732-0822 広島県広島市南区松原町 2 - 62 広島 JP ビルディング 9 階	082-568-8422
九州支店	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-25-21 博多駅前ビジネス センター6 階	092-233-1509

※ お問合せ・お申込みは機構窓口へお願いします。

※ 営業時間 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

【機構ホームページアドレス】 <https://www.jhf.go.jp/>